

# 平成29年度東温市立南吉井小学校いじめ防止基本方針（改定案）

## 1 はじめに

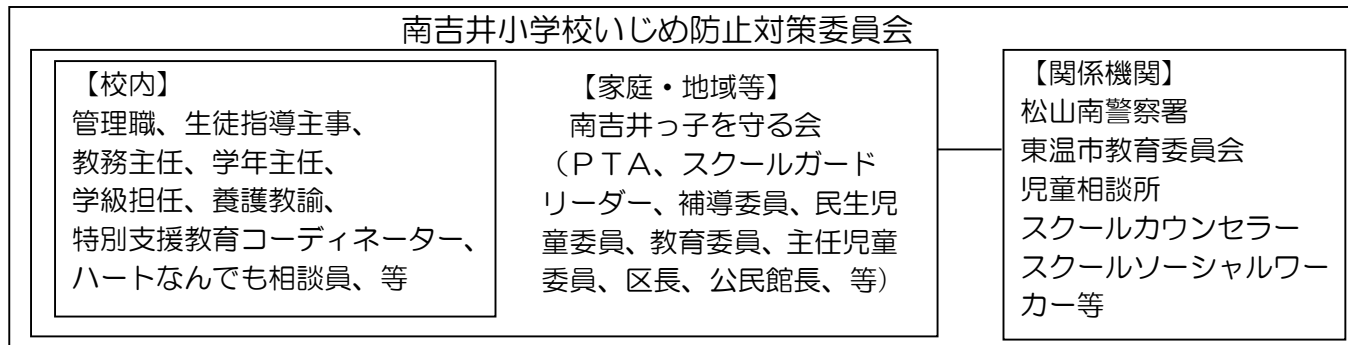
いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

南吉井小学校では、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を行います。また、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指します。

## 2 いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

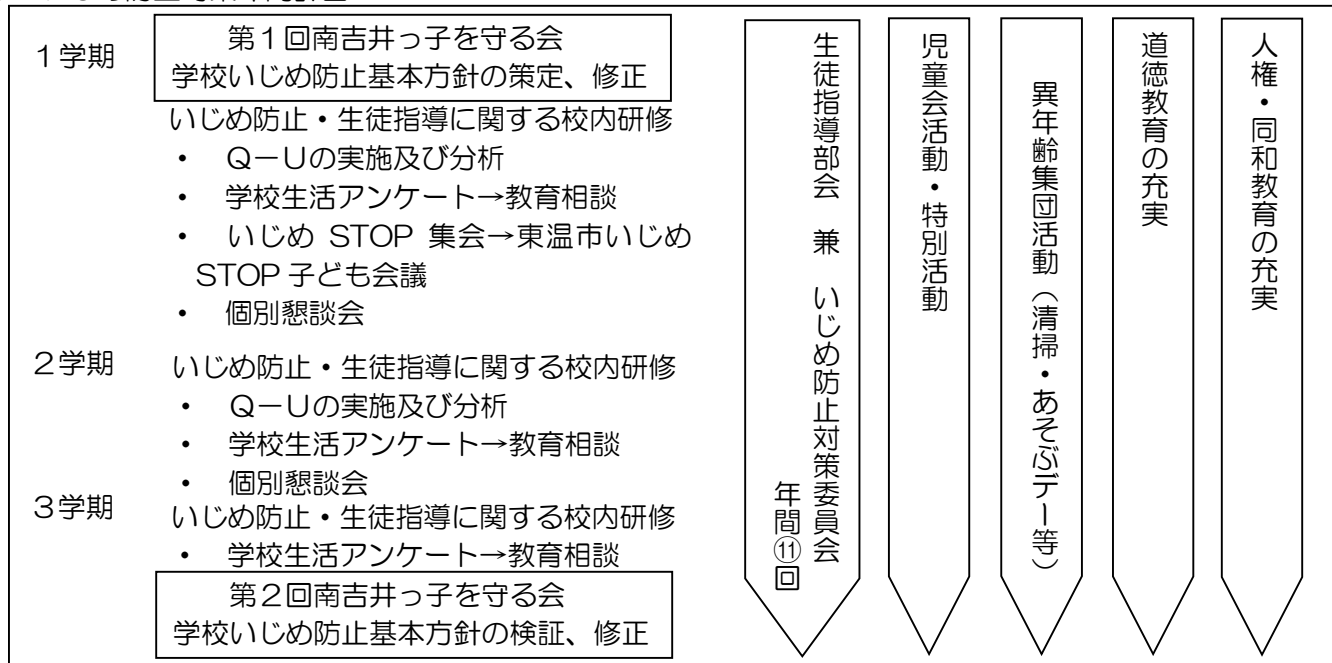
## 3 南吉井小学校いじめ防止対策委員会の設置



## 4 いじめ防止のために

- (1) 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が毅然とした指導を行います。
- (2) 「Q-U調査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）」を活用した校内研修を実施し、学級経営や個別指導に生かします。
- (3) お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすること、人権・同和教育の充実に努めます。
- (4) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実に努めます。
- (5) お互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営に努めます。
- (6) 家庭やP T A、地域の方々とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、学校のいじめへの対応について検討していただきます。
- (7) 月1回の学校生活アンケートを通して、全校児童に対して教育相談を行います。その結果を学年内で共有し、管理職・生徒指導主事・養護教諭・学年主任が参加する生徒指導部会で共有・協議します。
- (8) 毎月の生活目標に友達とのかかわりを大切にすること、目標を掲げ、全員で一丸となって取り組みます。
- (9) 生徒指導主事より生徒指導情報を全教職員に配布し、共通理解を図り、迅速に対応する。
- (10) 各学年の発達段階に応じて、いじめに向かない態度や能力を育てる教育に努めます。

## 5 いじめ防止対策年間計画



## 6 早期発見のために

- (1) 児童のささいな変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できるように、学年会・生徒指導部会・職員会議等を有効に活用します。
- (2) 毎月1回、学校生活に関するアンケートを実施するとともに、個別の教育相談や日記等において、きめ細かな実態把握に努めます。また、その結果をもとに教育相談を行い、必要に応じて学年会で共有します。共有された内容は生徒指導部会で共有し、全教職員で周知し、対応にあたります。
- (3) 児童の悩みを受け止めることができる相談体制を整備します。その充実のために養護教諭やハートなんでも相談員との連携を図ります。その際児童の悩みについて、学級担任・生徒指導主事・管理職・養護教諭・ハートなんでも相談員が情報を共有して、指導に生かします。定期的に相談室を利用する児童は、保護者・学級担任・学年主任・生徒指導主事・管理職を交えたケース会議を行います。
- (4) 学校以外の窓口（東温市教育相談室、愛媛県総合教育センター教育相談室、愛媛県立子ども療育センター、いじめ相談ダイヤル24等）についての児童及び保護者に周知を図ります。

## 7 いじめに対する対応 ※重大事態を含む

いじめに対する対応は、「いじめ等の問題への対応の流れ（南吉井小学校）」を全教職員で共通理解して指導にあたります。

- (1) いじめへの初期対応・事実確認（発見・相談を受けた場合）

いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を直ちにやめさせます。また、指導方針をできるだけ早く、当該保護者に報告します。児童や保護者からいじめの相談があった場合には、真摯に傾聴し、いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整えます。学校は、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- (2) 組織的な対応  
教職員は一人で抱え込まず、学年主任へ報告し生徒指導部会で情報を共有します。緊急を要する場合は、学年で共有した後に、生徒指導主事、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図ります。
- (3) いじめられた児童又はその保護者に対する支援  
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行います。その後、心のケアや弾力的な処置等、いじめから児童を守るための対応を行います。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応についての情報を共有します。事案が収束した後も、複数の教職員の目で経過を観察し、指導に生かすと共に、学校の様子について定期的に保護者に報告します。また、いじめを認知してから少なくとも3か月は継続的に様子を見守ります。
- (4) いじめた児童への指導又はその保護者に対する助言  
いじめたとされる児童からも、事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止する処置をとります。いじめの状況に応じて、教育委員会との連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止を含む）を立てたり、警察等との連携を図ったりするなどの対応を行います。
- (5) いじめの実態調査  
アンケート調査等を実施し、事実関係を明確にすることに努めます。また、学校評価においていじめ防止等に関する調査を行い指導に生かします。
- (6) 周りの児童への働きかけと継続的な指導  
周りの児童に対してもいじめは絶対に許されない行為であり根絶しようとする態度の育成に努めます。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめへの対応  
インターネット上の不適切な書き込み等については、松山南警察署に連絡するとともに、直ちに削除をする処置をとります。また、教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることで、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に努めます。
- (8) 警察との連携  
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、松山南警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに松山南警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (9) 重大事態への対処  
学校はいじめが重大事態であると学校長が判断した場合、上記（1）～（8）の対応をとるとともに、教育委員会に報告の上、対応を図るための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。